

法第35条の2 変更許可申請書類一覧表

袖ヶ浦市開発指導準備室(R5.6.15)

- ◎申請書は正本(原本:証明書等の有効期限は交付日から3カ月)1部、副本(正本のコピー)2部の計3部を開発指導準備室に提出してください。
- ◎図面は、申請区域を赤枠で表示し、図面名称の明示とこれを作成した者が記名押印又は署名してください。
- ◎申請にあたっては、この表を正本の一枚目に添付(事前に申請者がチェック)し、書類及び図面等を、表の項目順に綴ってください。

申請書類・図面等		必須	☑	備 考
申請書	開発行為変更許可申請書 〔県細則第五号様式之二〕	○		宛名は”君津土木事務所長”
	手数料	○		千葉県収入証紙を貼付
添付書類	委任状〔任意書式(県参考様式1)〕			(手続きを第三者に委任する場合)
	開発許可(変更許可)通知書の写し	○		(29条関連・当初(変更))
	変更の理由及び内容を記載した図書 (変更概要書)〔任意書式(県参考様式5)〕	○		変更する項目毎に当初と比較し、変更内容及び理由を記載
	変更となる書類	○		・設計説明書等、変更となる全ての図書(変更後を赤字で表示) ・開発行為の変更に伴い当初の内容が変更される書類
	工事の施行状況を記載した図書	○		現在の工事の施行状況を記載
添付図面	開発区域区域図(1/2,500)	○		
	設計変更説明図			(変更が設計の変更に係る場合) 変更する全ての図面(従前の設計図に変更に係る変更内容を明示/図面右上に“変更前”“変更後”と明記)を添付

【開発行為の変更について】

- ◎開発行為の内容の変更の許可については、当該変更を行う前に許可を受けなければなりません。
- ◎変更事項は次に掲げるものとします。
 - (1) 開発区域の変更(増加もしくは縮小)
 - (2) 工区の変更
 - (3) 設計の変更
 - (4) 予定建築物及び予定工作物の用途の変更
 - (5) 工事施行者の変更
 - (6) 自己用、非自己用、居住用、業務用の変更
 - (7) 市街化調整区域内での開発行為にあつては、当該開発行為が該当する都市計画法第34条の号及びその理由
 - (8) 資金計画の変更